公 示 日:2023年6月14日(水)

調達管理番号: 23a00298

国 名:バヌアツ国

担 当 部 署: 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名:バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ3終了時評価調査(評

価分析)

適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、 契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、す なわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますの で、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してくだ さい。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 評価分析

(2) 格付:3号~4号

(3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2023年7月下旬から2023年9月下旬

(2) 業務人月:現地 0.73人月、国内 0.50人月、合計 1.23人月

(3) 業務日数:準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 22日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 期 限:2023年6月28日(水)(12時まで)

(4) 提 出 方 法:電子データのみ

◆ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争 手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針② 業務実施上のバックアップ体制4 点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査(水産業における評価 の経験を重視する)
対象国及び類似地域	大洋州及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

大洋州では、人びとは食料や収入を沿岸資源に大きく依存しており、アジア開

発銀行は、同地域各国の漁業への就労率の高さや輸出額に占める水産物の割合の大きさを指摘している」。また、大洋州の南東部に位置するバヌアツでは、2007年に実施された農業センサスの結果によると、地方部の約46%の世帯が沿岸漁業に従事しており、社会経済における沿岸資源の重要性は非常に高いといえる2。バヌアツのコミュニティの前浜には定着性の強い貝類(タカセガイ、ヤコウガイ、シャコガイ等)やナマコ類、甲殻類が生息しているが、近年、沿岸域での開発にともなう環境破壊、魚介類の乱獲、さらには気候変動の影響にともなう生態系の遷移から、沿岸資源の状況は悪化の一途をたどっており3、今まで以上に遠方まで出漁しなければならないなど弊害が生じている。このため、バヌアツ政府はそれら資源の適切な管理に向け、特定の海産生物の捕獲禁止、漁獲サイズや漁期の規制による漁獲圧の低減、さらに農業・畜産・林業・水産・検疫省(Ministry of Agriculture, Livestock, Forestry, Fisheries and Biosecurity (MALFFB))の許認可による輸出調整に努めている。

上記バヌアツ政府の沿岸支援管理に向けた取組みを踏まえ、JICAは MALFFB 水産局の沿岸資源管理⁴能力の向上を目指し、2006年~2009年に定着性の強い資源である貝類⁵に焦点を当てた増養殖及びパイロットサイトでのコミュニティ主体による沿岸資源管理(Community-Based Coastal Resource Management(CB-CRM))のマニュアル策定を目的とした「豊かな前浜プロジェクト」(以下、「フェーズ1」)を実施した。また、2011年~2014年には、CB-CRM アプローチに係る水産局の技術指導能力の強化とともに、各コミュニティでの同アプローチの実証を目的とした「豊かな前浜プロジェクトフェーズ2」(以下、「フェーズ2」)を実施した。フェーズ1及びフェーズ2で継続的に実施してきた CB-CRM アプローチは、大洋州地域で高い評価を得ており、すでにソロモン諸島やトンガなどがその導入を検討している。しかしながら、このような周辺地域の要望に対して、フェーズ1及びフェーズ2を体系的にまとめた研修プログラムやマニュアル等は作成されていない状況にある。CB-CRM アプローチの普及活動は、各地の特徴に合わせて複数のツールを組み合わせて推進するものであり、特定の事例がモ

_

¹ Fisheries in the Economies of the Pacific Island Countries and Territories, 2009, ADB。調査された地域の途上国14か国中8か国が全輸出額の40%以上を水産物が占める。就労については、地域によっては住民の90%以上(クック諸島マンガイア島(2007年))が漁業に従事する島もある。また、観光業等、沿岸資源に依存する関連セクターが多数あり、同資源への依存度は水産統計の数値以上が推定される。

² Census of Agriculture 2007-Vanuatu, Vanuatu National Statistics Office

³ 2003年から2012年の間に、漁獲量が、南西太平洋では17.7%減、南東太平洋では21.4%減と報告されている(The State of World Fisheries and Aquaculture 2014, FAO)。

⁴ 沿岸資源管理の手法の一つとして、沿岸域の環境保全や資源回復に向けた海洋保護区等の設置が考えられるが。海洋保護区設置にともなう漁業規制等により住民の経済的損失が発生するが、これを生計手段の多様化により補填し、併せて資源保全活動の継続性を維持していけるよう、「資源管理(環境保全)」と「生計多様化(収入向上)」のバランスを保つ必要がある。

⁵ タカセガイ、ヤコウガイ、シャコガイ等は、その成長や増加が容易に観察できる資源であり、沿岸資源 管理へのコミュニティ参画を促す生物として広く認知されている。

デルになり得ない。このため、多様な状況に対応するためには、選択肢を拡充して、その汎用性を高める必要がある。

かかる状況の下、バヌアツ政府は、取組み事例を増やして CB-CRM を一層強化し、広く国内への適用を促進しつつ、併せて共通の課題を抱える大洋州域内島嶼国への普及に向けた技術協力を日本に要請した。

「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」(以下、「フェーズ3」)では、バヌアツにおいて、コミュニティ主体による統合的 CB-CRM®の応用性と実用性の強化を図り、これを効果的な普及のために国家研修プログラムとして取りまとめて標準化し、広域研修を通じて近隣国において導入することにより、同アプローチをバヌアツ国内全域及びメラネシア地域の隣国でも実践し、もってバヌアツ国内での正式な国家アプローチとしての普及及び大洋州地域での推進に寄与するものである。同国農業・畜産・林業・水産・検疫省水産局をカウンターパート(C/P)機関として、2017 年 2 月から 2024 年 2 月までに 7 年間の予定で実施中である。

今回実施するフェーズ3の終了時評価調査は、2024年2月の協力期間の終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。「豊かな前浜プロジェクトフェーズ1~フェーズ3」(以下、「全体事業」)はフェーズ1およびフェーズ2を実施済みであり、これまでの協力成果を踏まえた今後の地域的方針にかかる検討も行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成 状況、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)を 確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析することを目的とす る。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報 提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2023年7月下旬~2023年8月上旬)
- ① 「フェーズ3」にかかる各種報告書等(プロジェクト業務進捗報告書、モニタリングシート、業務月報、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁷等)の既存文献をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウト

⁶本事業では、フェーズ2の終了時評価の指摘を受けて、資源管理方策(禁漁期、漁具規制など)と漁民 支援方策(代替収入源の創出支援など)を組み合わせて沿岸資源管理を行う「統合的沿岸資源管理 (Integrated CB-CRM)アプローチ」を採用する。

⁷ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

プット、プロジェクト目標達成度等)や実施プロセスを整理・分析する。また全体事業(フェーズ1およびフェーズ2を含む)において、これまでの同国に対する水産分野の協力実績と教訓を取りまとめる。

- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、 C/P機関、その他バヌアツ側関係機関、他ドナー(FAO等)・地域国際機関(MSG、 SPC)等)に対する質問票(英文)をJICAに提出する(質問表票は現地業務期間開始前にJICAから先方関係機関等に配付することを想定している)。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
 - (2)現地業務期間(2023年8月上旬~2023年8月下旬)
- ① JICA バヌアツ支所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ バヌアツ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、フェーズ3のプロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出 する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びバヌアツ側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書(案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑦ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑧ フェーズ3終了後の対バヌアツ水産分野の協力方針に係る情報収集・検討に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA バヌアツ支所等への報告に参加する。
- (3)帰国後整理期間(2023年8月下旬~2023年9月上旬)
- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1)業務完了報告書

2023年9月8日(金)までに提出。

次の①~③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書(英文)
- ② 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」の「X.業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotati
on.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇔ナンディ⇔ポートビラを標準としますが、見積時点 で渡航可能かつ現実的な路線を計上してください。

(2) 新型コロナウィルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に 計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務期間は2023年8月4日~8月25日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

現時点でバヌアツ入国時に隔離期間は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA バヌアツ支所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査 期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、 JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタ ントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供:プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ3詳細計画策定結果
- ・バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ3運営指導調査報告書
- ・基本合意文書(R/D) および R/D 改訂ミニッツ
- ・モニタリングシート
- ・プロジェクト業務進捗報告書
- 業務月報
- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・バヌアツ国豊かな前浜プロジェクト終了時評価調査報告書 https://libopac.jica.go.jp/images/report/12115754.pdf
 - バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書
 https://openjicareport.jica.go.jp/890/890/890_210_12185823.html
 - ・バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ3事業事前評価表 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500559_1_s.pdf
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付

します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ)提供依頼メール

タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本 文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バヌアツ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、 具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致 します。

以上